

「臓器提供意思表示カードの様式見直し（案）」の意見募集について」に対して寄せられた御意見等について

「臓器提供意思表示カード」の様式見直しについては、第31回臓器移植委員会（平成22年3月8日）において検討した後、平成22年3月23日から平成22年4月21日まで意見募集を行ったところ、寄せられた御意見・御提案は計19件であった。

※ なお、取りまとめの都合上、頂いた御意見等は、適宜整理集約している。

NO	主な御意見	厚生労働省の考え方
1	意思表示カードを所持しないことは、基本的には提供意思がないことを意味すると考えられ、カードに「提供しない」という項目は不要ではないか。	改正法の下では、本人の臓器提供に関する意思が不明であった場合、家族の書面による承諾により、臓器提供が可能となることから、「提供する意思」又は「提供しない意思」のいずれであっても、臓器提供に関する意思が明らかな場合にはその旨を表示していただくことが重要であると考えております。
2	今後、提供できる臓器が増えた場合を考えれば、提供する臓器を特定するような欄は不要ではないか。	特定の臓器を提供したくないという意思を持つ方もいると考えられることから、提供したくない臓器を選択する欄を設けることとしています。
3	提供したくない臓器があれば×をつける記載について、心臓停止後には心臓・肝臓・肺などの移植は不可能であり心臓停止後にも提供が可能であるような誤解を生じるのではないか。	脳死後に提供できる臓器と心臓が停止した後に提供できる臓器については、意思表示カードと併せて配布することとしているリーフレットに記載する予定です。
4	家族署名は必須でないため、現行の意思表示カードのように、その旨但書きを入れてはどうか。	カード内に記入できる内容については限りがあることから、説明が必要な事項については、意思表示カードと併せて配布することとしているリーフレットに記載する予定であり、御指摘の事項の記載についても検討させていただきます。
5	旧法の下では、脳死下で臓器を提供する意思がある人がその意思を表示するためのカードであったが、新法の下では、脳死下で臓器を	「提供する意思」又は「提供しない意思」のいずれであっても、臓器提供に関する意思が明らかな場合にはその旨を表示していた

	<p>提供する意思のない人こそがこのカードでその意思を表示する必要がある。したがって、選択肢で示す内容の順を改めるべきではないか。</p>	<p>だくことが重要であると考えており、選択肢の順は変更しないこととしました。</p>
6	<p>「臓器提供承諾意思表示カード」と「臓器提供拒否カード」の二種類を、枚数、設置場所、設置方法など平等な形を採用して発行すべきではないか。</p>	<p>運転免許証や医療保険の被保険者証に意思表示欄が設けられる予定となっていることから、臓器を「提供する意思」、「提供しない意思」のいずれの意思も表示できる統一された様式が望ましいと考えております。</p>
7	<p>列記されている臓器に×ではなく、○がついていた場合、提供したくない臓器として印をつけたのか、提供したい臓器として印をつけたのか判断が困難ではないか。また、提供したくない臓器に×をつけるのではなく、提供したい臓器に○を付ける方式とすべきではないか。</p>	<p>現行の意思表示カードでは提供したい臓器に○を、提供したくない臓器に×をつけて頂いておりましたが、煩雑となるため、新しい意思表示カードでは、提供したくない臓器に×をつけていただくだけとしました。</p> <p>誤記載が生じないように、記載方法の周知に努めてまいります。</p>
8	<p>意思表示カードだけでは特記事項に何を書くのか分からないことから、併せて配布されるリーフレットの内容を明らかにする必要があるのではないか。</p> <p>また、リーフレットには、臓器を提供する場合、提供前はいつまで遺族と一緒にいられるのか、いつ遺族の元に体が帰されるのか、といったことについて詳しく書いてはどうか。</p>	<p>意思表示カード内に記入できる内容については限りがあることから、説明が必要な事項は、意思表示カードと併せて配布することとしているリーフレットに記載する予定です。</p> <p>リーフレットの内容は意思表示カードの様式を踏まえて検討することとしており、御指摘の事項の記載についても検討させていただきます。</p>
9	<p>親族に優先的に臓器を提供する意思を表示する選択肢を設けるべきではないか。</p>	<p>親族に優先的に臓器を提供する意思については、その制度の内容に複雑な点もあるため、意思表示カードと併せて配布することとしているリーフレットの内容をよく読んで頂いてから、能動的に記入して頂くことが適当であると考え、選択肢を設けないこととしました。</p>

10	親族に対してだけは、臓器を提供する意思があることを示せるようしてはどうか。	臓器の移植に関する法律の規定上、親族優先提供の意思表示は、臓器提供の意思表示に併せて行うことができるとされているため、臓器の提供先を親族に限定することはできないこととされております。
11	改正法の下でも、優先提供の意思を記載できるようにするなど、若干の手直しをすれば現行の意思表示カードの様式で十分である。新旧2種類のカードが流通することで混乱が生じるのではないか。	改正法の施行後は、新しい意思表示カードだけを配布することになります。現行の意思表示カードが引き続き配布されることのないよう努めてまいります。
12	このカードを持っていない人はどのような取扱を受けるのか示していただきたい。	改正法の下では、本人の臓器提供に関する意思が不明であった場合、家族の書面による承諾により、臓器提供が可能となります。このため、「提供する意思」又は「提供しない意思」のいずれであっても、臓器提供に関する意思が明らかな場合にはその旨を表示していただくことが重要であると考えておりますが、臓器提供に関する意思は意思表示カード以外にも、運転免許証や医療保険の被保険者証に意思表示シールを貼ることにより表示することが可能であり、また、インターネットでも臓器提供に関する意思表示を登録することができます。 <a href="http://www2.jotnw.or.jp">http://www2.jotnw.or.jp</a>